

訪問看護ステーションマーガレット運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人叙叙会が開設する(介護予防)訪問看護ステーションマーガレット(以下「ステーション」という。)が行う指定(介護予防)訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、居宅において指定(介護予防)訪問看護の必要性を主治医に認められた要介護者又は要支援者(以下「利用者」という。)に対し、心身の状態、病状をふまえ、療養上の目標を設定、適正な指定介護予防訪問看護を提供し、生活の質の確保を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションは、(介護予防)訪問看護を提供することにより、利用者の病状、心身の状態、介護者、要支援者の状況などの把握に努め、よりよい在宅療養が続けられるよう、主治医との連携を密にとり、援助できるよう努めるものとする。
- 2 事業の運営にあたって、必要な時に必要な(介護予防)訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業の運営に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションマーガレット
- ② 所在地 福山市南蔵王町五丁目14番43号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定(介護予防)訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師等
看護職員 看護師1名(常勤、管理者と兼務)
看護師 4名以上(常勤)

理学療法士 4名以上(非常勤)
作業療法士 1名(非常勤)

看護師等は、指定(介護予防)訪問看護の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、及び12月30日から1月3日までを除く。
- ③ 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(訪問看護の内容及び利用料等)

第6条 指定(介護予防)訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病歴・病状・介護の状況の把握
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ 認知症患者の看護
- ⑥ 療養生活や介護方法の指導
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ ターミナルケア
- ⑨ カテーテル等の交換・管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定(介護予防)訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円とする。
- 3 死後の処置料は、10,000円とする。
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福山市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、(介護予防)訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を

制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（業務継続計画の策定）

- 第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

- 第13条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人叙叙会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年 8月 1日から施行する。

平成17年 3月 1日所在地変更
平成18年 4月 1日一部改正
平成21年 4月 1日一部改正
平成22年11月 1日一部改正
平成23年 4月 1日一部改正
平成24年 4月 1日一部改正
平成24年 5月 1日一部改正
平成24年 6月 1日一部改正
平成28年10月 1日一部改正
平成29年 4月 1日一部改正
平成29年 6月 1日一部改正
平成30年 8月 1日一部改正
令和 1年 8月 1日一部改正
令和 2年 2月 1日一部改正
令和 6年 4月 1日一部改正
令和 6年 5月 1日一部改正
令和 6年 8月 1日一部改正
令和 6年 8月26日一部改正
令和 6年 9月 1日一部改正
令和 7年 4月 1日一部改正